

(平成27～28年度支援)

原状回復事業事例：長野県長野市混合廃棄物事案

事案の類型	中間処理業者による過剰保管及び近隣地への大量保管			
事案の場所	長野県長野市			
行為者	長野県長野市 A社 代表者取締役B 取締役C			
規模及び種類		投棄面積	投棄量	種類
	南側敷地 (元処分場)	1,426 m <sup>2</sup> (高さ1～3.2m)	約2,000 m <sup>3</sup>	廃プラスチック類、がれき類、木くず等
	北側敷地	4,095 m <sup>2</sup> (高さ10m)	約22,000 m <sup>3</sup>	がれき類、コンクリートくず等
支障のおそれ	・南側敷地 (処理施設、保管施設設置場所) 破砕された廃プラスチック類が残置されており、周辺の耕作地まで飛散している。 また、石綿スレート材も確認されており、経年劣化により飛散するおそれがある。 ・北側敷地 (駐車場敷地) 急勾配で積み上げられた廃棄物が崩落、落下するおそれがある。			
対策工の概要	・南側敷地 廃棄物の全量撤去 (市単独事業及び排出事業者の自主撤去) ・北側敷地 廃棄物の一部撤去 (排出事業者からの受託事業) 廃棄物の整形、補強土壁及び植生マットの設置 (財団支援事業)			
除去した廃棄物の種類及び量	・南側 約1,689 t (うち自主撤去約70 t) ・北側 約3,097 t (排出事業者からの受託事業)			
代執行費用	114,040,000円 (南側敷地) 57,574,800円 (北側敷地)			
支援した資金額	40,302,000円 (北側支援事業分)			
<b>【事案概要】</b>				
1. 不適正処理について A社は平成11年に処分業の許可 (木くず、がれき類の破砕) を受け、南側敷地に処理施設を設置して平成12年から事業を開始した。				

平成13年頃から南側敷地で基準に適合しない保管を行うようになり、北側の駐車場敷地でも廃棄物の保管を行うなど法令違反を繰り返していた。

市では口頭指導や文書指導によりA社に改善を求めたが、状況は改善されず平成16年には改善命令を発出した。

その後もA社は基準に違反する保管を繰り返していたため、平成21年に再び改善命令を発出してA社に保管量を減らす等の改善を求めた。しかし、A社は期限までに命令を履行しなかったため、市は改善命令違反により平成22年に処理業及び破碎施設の許可を取り消した。

平成23年には残された廃棄物の崩落や飛散流出のおそれがあるため、A社、B及びC個人に対して全量撤去の措置命令を発出した。

しかし、期限までに措置命令が履行されないため、市は刑事告発を行いBは廃棄物処理法違反で逮捕された。

その後も地元から廃棄物の全量撤去要望があり、廃棄物を放置することはできず、前回措置命令発出から期間が経過していることもあり、平成26年にB、Cに対して再度全量撤去の措置命令を発出した。

## 2. 支障の除去について

A社、B及びCに対する措置命令が期限までに履行されなかったことから、行政代執行による支障の除去を行った。

北側敷地 廃棄物の一部撤去、崩落防止のため補強土壁及び植生マットの設置  
南側敷地 全量撤去（一部排出事業者の自主撤去を含む。）

## 3. 排出事業者の責任について

A社が保管していた産業廃棄物管理票、委託契約書、会計帳簿等から排出事業者の依託状況等を調べ、基準に適合しない処理依託を行っていた47社を把握した。

この47社に対し、廃棄物の自主撤去を求めたが、具体的な撤去作業の日程調整等、撤去作業の着手までに多くの時間が必要となることが判明した。このため、早期に撤去作業に着手できる仕組みを検討し、改めて排出事業者に提案を行った結果、46社から賛同を受け、撤去事業に着手することができた。（1社は自主撤去を希望）

この仕組みは、排出事業者が自主撤去相当額を市に撤去費用として納付し、市が受託事業として廃棄物の撤去を実施するもので、複数の排出事業者が個別に廃棄物処理業者に撤去を委託しないため、個別で行程管理を行う必要がなくなることから効率よく作業が進む仕組みである。

代執行前





代執行後

